



令和 8 年 8 月 24 日

徳島労働局長

亀 井 崇 殿

徳島地方最低賃金審議会

会長 段野 聡子

徳島県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 8 年 6 月 29 日付け徳労発基 0629 第 4 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和 6 年 11 月 1 日発効の徳島県最低賃金（時間額 980 円）は令和 6 年度の徳島県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、2026 年版中小企業白書付属統計資料によると県内は中小企業・小規模事業者への従事者割合が全国平均と比較し約 20 ポイント高いことに加え、県民経済計算（2022 年）によると製造業比率が約 30%と全国平均より約 10 ポイント高く、円安や中東情勢等を背景とした原材料価格の高騰や最低賃金・賃金引上げに伴う労務費の増加が事業活動に与える影響は大きいものとなっている。

このため、県内事業者が持続可能な賃上げ環境を整備するため、以下の事項について政府等に対しより一層の取組を強く要望する。

① 継続的に賃上げができる環境整備に向けて、国や自治体などが設けている各種賃上げ支援策に関し、設備投資以外に広く活用できるよう現場のニーズに沿った拡充を行うなど、中小企業・小規模事業者の安定した賃上げ原資の確保につながる取組の継続的な実施及びその活用促進の周知徹底を図ること。

特に過疎地域における中小企業・小規模事業者は雇用の受け皿としてだけでなく、地域の生活を維持するための公共インフラとしての役割を担っている側面もあることから、地域に寄り添った賃上げ支援に配慮すること。

② 急激な賃上げによる社会保険料等の増加が労使双方への負担となっていること、

またいわゆる「年収の壁」による就業調整の一要因となっていることから、税・社会保障制度の改革とともに事業者の負担軽減を図るなど、最低賃金引上げの実効性を高める措置を講ずること。

- ③ 徳島県においては、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に関する認知度が他県に比べ低調であることから取引関係当事者全体に価格転嫁・取引適正化を浸透させるため、受注側に対しても同指針及び令和8年1月に施行された取適法等の周知徹底を図ること。
- ④ 原材料価格やエネルギー価格の高騰に直結する過度な円安は、地域経済の物流や交通インフラの維持等に大きな影響を与えるとともに、安定した賃上げ原資の確保を困難とするものであることから、政府においては円安対策に必要な措置を講ずること。

徳島県最低賃金

- 1 適用する地域
徳島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1,103 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 8 年 11 月 1 日

徳島県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 徳島県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 980 円
- (3) 発 効 日 令和 6 年 11 月 1 日

2 生活保護

- (4) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (5) 対象年度
令和 6 年度
- (6) 生活保護水準（令和 6 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の徳島県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（89,651 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると徳島県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（註） 1 箇月換算額

$$980 \text{ 円（徳島県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.824 \text{（注）} = 140,347 \text{ 円}$$

（注） 令和 6 年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率